平成２２年（フ）第４９６号
栃木県那須郡那須町大字高久甲471番地３
破産者　佐藤　哲雄
1　決定年月日　平成22年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第５８０号
栃木県日光市森友1569番地３
破産者　大和田澄子
1　決定年月日　平成22年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第６０６号
栃木県日光市高徳768番地３
破産者　柿沼　忠夫
1　決定年月日　平成22年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第１６４号
埼玉県越谷市蒲生３丁目３番45号
破産者　有限会社エイファーズ工業
1　決定年月日　平成22年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第３０５号
愛知県稲沢市祖父江町森上本郷九，29番地の50
破産者　有限会社エヌケーエヌ
1　決定年月日　平成22年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第６７号
兵庫県篠山市寺内345番地
破産者　株式会社日東漁具製作所
1　決定年月日　平成22年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２１年（フ）第２２号
宮城県登米市中田町上沼字俵敷84番地
破産者　有限会社後藤建設
1　決定年月日　平成22年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所登米支部

平成２２年（フ）第７２号
秋田県横手市婦気大堤字谷地添82番地の３
破産者　ミズホ測量設計株式会社
1　決定年月日　平成22年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所大曲支部

平成２２年（フ）第２３３号
長野県下高井郡山ノ内町大字平穏4458番地
破産者　有限会社壽土木
1　決定年月日　平成22年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第９５７号
静岡市葵区千代田１―15―14、住民票上の住所静岡市葵区水落町８番３号トミヤマビル
破産者　寺家村信道
1　決定年月日　平成22年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２４１号
東京都豊島区巣鴨２丁目４番２号
破産者　有限会社アルファワールド
1　決定年月日　平成22年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
徳島地方裁判所民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２２年（フ）第３０号
秋田県大館市長坂字下岱80番地９
破産者　齊藤　孝之
1　決定年月日　平成22年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大館支部

平成２２年（フ）第５２号
秋田県大館市釈迦内字稲荷山下129番地２
破産者　佐藤ノリ子
1　決定年月日　平成22年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大館支部

平成２２年（フ）第１４２６号
佐賀県鳥栖市宿町934－７　レオパレスニューライフ201号、旧住所福岡県春日市白水池１丁目103番地
破産者　東京アバンスこと　木山　孝文
1　決定年月日　平成22年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１５８７号
福岡市南区那の川２丁目３―25エスポワール那の川1003号、住民票上の住所福岡市南区多賀２丁目３番553号
破産者　後藤　利沙
1　決定年月日　平成22年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第５１０号
仙台市宮城野区福室字弁当２―66―７　プリンスコートオークＣ棟、住民票上の住所宮城県登米市東和町錦織字天留居40番地
破産者　石川とし子（旧姓主藤）
1　決定年月日　平成22年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１３６号
埼玉県草加市氷川町2151番地13　シャルマン草加駅前107号
破産者　山本　辰美
1　決定年月日　平成22年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第１５１号
埼玉県北葛飾郡杉戸町大字並塚1405番地２
破産者　姫野　慎一
1　決定年月日　平成22年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第３４２号
埼玉県三郷市彦成３丁目９番４―612号
破産者　中里　　衡
1　決定年月日　平成22年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第４６５号
埼玉県三郷市新和４丁目372番地、前住所埼玉県三郷市小谷堀14番地16
破産者　増田　茂夫
1　決定年月日　平成22年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係